

テナント賃料支援金給付規程（法人）

（通則）

第1条 テナント賃料支援金（以下「支援金」という。）の中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）に対する給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い発出された緊急事態宣言等により、売上げの急減に直面する中小法人等にとって土地又は建物の賃料等固定費の負担が特に重くなっている現状に鑑み、これらの中小法人等に対し、事業の継続を下支えするための支援金を給付し、もって固定費の円滑な支払に資することを目的とする。

（事務局の設置）

第3条 四日市商工会議所（以下「会議所」という。）は、前条の目的を達成するため、テナント賃料支援金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

（給付対象者）

第4条 市内の土地又は建物（その使用及び収益の形態に鑑みこれらに類するものを含む。以下同じ。）に関する賃貸借契約（以下「賃貸借契約等」という。）に基づき他人の所有する土地又は建物を使用及び収益する権利を有する者（以下「賃借人等」という。）として支援金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 令和2年4月1日時点において、別表第1に掲げる要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。
- 二 令和元年12月31日以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。以下同じ。）を得ており、申請時に事業を行い、今後も事業を継続する意思があること。
- 三 令和2年5月1日から令和3年1月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次の各号のいずれかに該当すること。
 - イ 令和2年5月から令和3年1月までの間に、事業収入が前年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。
 - ロ 令和2年5月から令和3年1月までの間に、連続する3ヶ月の事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。
- 2 対象月又は対象期間が複数存在する場合において、申請者は、任意の1ヶ月を対象月とし、又は任意の連続する3ヶ月を対象期間として申請することができる。
- 3 第1項第3号の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体から事業継続を支援することを目的として支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができる。

（基準額）

第5条 支援額の算定に用いる基準となる額（以下「基準額」という。）は、令和3年1月分、2月分及び3月分賃料等（賃貸借契約等に基づき自らの事業のために他人の所有する土地又は建物を直接占有する

者が、当該土地又は建物を使用及び収益するために対価として支払う金銭(当該対価に係る租税を含む。)をいう。以下同じ。)として支払った額とする。ただし、当該支払った額が、令和2年3月31日時点で有効な賃貸借契約等により1ヶ月分の賃料等として支払うこととされている額より高いときは、当該賃料等として支払うこととされている額とする。

2 前項の規定により基準額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地又は建物を使用及び収益させる義務を負う者(以下「賃貸人等」という。)と、申請者との関係が次の各号のいずれかである場合には、当該土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

一 賃貸人等が、申請者の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社であるもの

二 賃貸人等が申請者の親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等(自然人を含む。次号において同じ。))をいう。)又は子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)であるもの

三 賃貸人等が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの

四 前各号に規定する関係に類するものその他支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと会議所が判断するもの

3 第1項の規定により基準額を算定する場合において、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等は含めないこととする。

(給付額)

第6条 支援金の給付額は、基準額に2分の1を乗じて得た額とし、1賃貸借契約につき1月当たり10万円を上限とする。

(給付申請)

第7条 支援金の申請期間は、令和3年2月15日から、令和3年5月31日までとする。

2 申請は、申請期間内に、事務局が定める方法により、事務局に対し行うものとする。

3 申請者は、申請を行うに当たっては、テナント賃料支援金交付申請書(様式1-1)又は次に掲げる情報(以下「基本情報」という。)を事務局に提出するものとする。

一 法人番号

二 法人名

三 本店所在地

四 決算月

五 設立年月日

六 業種

七 資本金額又は出資の総額・常時使用する従業員数

八 代表者・担当者情報

九 代表者・担当者連絡先

十 対象月又は対象期間

十一 令和2年から令和3年の対象月の月間事業収入及び令和元年から令和2年の同月の月間事業収入、又は令和2年から令和3年の対象期間の事業収入及び令和元年から令和2年の同期間の事業収入

十二 賃貸借契約等の情報

十三 賃貸借契約等に係る土地又は建物の情報

十四 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義の口座も可。以下同じ。）に関する情報

十五 その他事務局が必要と認める情報

4 申請者は、前項の提出に当たっては、次に掲げる書類等又は書類等のデータ（以下「提出書類等」という。）を事務局に提出するものとする。

一 国から支給された家賃支援給付金の給付を確認できる資料

二 前号の書類の提出が困難な場合、次に掲げる資料のいずれか

（１）新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告の写し

（２）イ 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え（収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。以下同じ。）及び法人事業概況説明書の控え

ロ 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳その他の当該対象月又は各月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類又は確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控えを原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、当該対象月又は各月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

三 賃貸借契約等の存在を証する書類（契約期間に令和２年３月３１日及び申請日が含まれるものに限る。）

四 申請日の前３ヶ月以内の期間において、３ヶ月分の賃料等を支払った事実（申請者が３ヶ月分より大きい額の賃料等をまとめて支払っている場合には、いずれかの時において、申請日の属する月並びにその前月及び前々月の賃料等を支払った事実）を確認できる振込明細書、領収書その他の書類。また、当該３ヶ月以内の期間において賃貸人から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合には、別表第３第６号に規定する特例によるものとする。

五 次条の宣誓事項を誓約した様式１－２（誓約書）

六 法人名義の振込先口座の通帳の写し

七 その他事務局が必要と認める書類

（宣誓事項）

第８条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、支援金を給付しない。

一 第４条第１項各号のいずれにも該当していること。特に、申請時に事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。

二 賃貸借契約等に基づいて、他人の所有する土地又は建物を自ら営む事業のために直接占有し、使用及び収益をしていること。

三 基準額の算定に用いる賃料等に、自らと第５条第２項各号に規定する関係にある者が賃貸人等である土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

四 基準額の算定に用いる賃料等に、転貸を制限する事項に違反して自らに転借されていることを認識して取引等を行った土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。

- 五 基準額の算定に用いる賃料等に、法律上の原因なく又は違法に使用及び収益している土地又は建物に係る賃料等が含まれていないこと。
- 六 前条第3項の基本情報及び第4項の提出書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。
- 七 次条の不給付要件に該当しないこと。
- 八 事務局の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等に応じること。
- 九 支援金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行その他の正当な理由がある場合において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること。
- 十 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第11条第1項第2号又は第2項第1号の規定による通知に従い支援金の返還等を行うこと
- 十一 別紙1で定める暴力団排除に関する誓約事項を遵守すること。
- 十二 本規程に従うこと。

（不給付要件）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を給付しない。

- 一 過去に次条第2項第1号の規定による決定により支援金の給付を受けた者
- 二 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- 四 政治団体
- 五 宗教上の組織若しくは団体
- 六 前各号に掲げる者の他、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと事務局が判断する者

（支援金の給付）

第10条 支援金の給付は、テナント賃料支援事業の予算額の範囲内で給付を行うものであり、テナント賃料支援事業の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請で成立し、事務局の行う申請内容の適格性等を確認する審査（以下単に「審査」という。）を経て会議所が給付額を決定する贈与契約である。

2 支援金の給付は事務局を通じ、次の各号により行う。

- 一 会議所は、事務局による審査を踏まえ、申請者に対する支援金額を決定する。
- 二 会議所が、事務局による審査を踏まえ、申請者に給付を行わない旨を決定した場合には、事務局は申請者に対し、その旨を通知する。

3 事務局による審査の結果、申請者が第4条第1項各号に該当することを確認できない場合、支援金の給付額が零以下である場合、申請者が第9条各号に該当する場合その他の申請者に対し支援金を給付することができない場合に該当すると判断したときは、会議所は、その旨を踏まえて当該申請者に対して支援金を給付しないことを決定し、事務局は、支援金を給付しないこととする旨の通知を当該申請者に対して送付する。

(支援金に係る不正受給等への対応)

第11条 申請者の申請が不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものと疑われる場合は、会議所は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合その他の会議所が必要と認める場合において、会議所は必要な調査を行うことができる。この場合において、申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等を行うときは、事務局及び会議所が委任した者（次号において「事務局等」という。）において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した支援金について調査を行う場合も同様とする。

二 事務局等は、申請者の申請が、不給付要件に該当するものその他の給付に適さないものであることが判明した場合には、会議所は、当該申請者に対して不給付決定を行い、又は当該申請者との間の贈与契約を変更し、若しくは解除する。この場合において、既に給付が行われているときは、会議所は、当該申請者に対し支援金の返還に係る通知を行い、又は事務局に対し当該通知を行うよう指示する。

2 前項の場合において、支援金の不正受給に該当することが疑われるときは、会議所は、事務局を通じ、同項の規定による対応に加え、次の各号の対応を行う。

一 不正受給を行った申請者は、前項第2号の規定により返還を請求された支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、会議所は当該申請者に対し、これらの支払いを請求する旨の通知を行い、又は事務局に対し当該通知を行うよう指示する。

二 会議所又は事務局は、不正の内容により、不正に支援金を受給した申請者を告訴又は告発する。

3 前項の規定により支払いを請求する旨の通知を受けた申請者は、通知を受け取った日から20日以内に支払わなければならない。

(提出書類等の特例)

第12条 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限が到来しておらず、若しくは延長されており、かつ当該確定申告が完了していない場合、確定申告書別表一の控えに収受日付印が押されていない場合その他の相当の事由により第7条第4項第2号で定める提出書類等を提出することができないときは、次の各号に掲げる書類のいずれかで代替することができる。なお、第1号に掲げる書類で代替することとした場合において、第4条第1項第3号イ中「前年同月比」とあるのは「前々年同月比」と、同号ロ中「前年同期比」とあるのは「前々年同期比」と読み替える。

一 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書別表一の控え（収受日付印が押されていること。なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控え

二 令和元年の対象月と同月又は対象期間と同期間の月次の事業収入額を証明できる書類であって、税理士による署名及び押印があるもの

2 法人名が変更された場合（対象月又は対象期間の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

3 次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表第2に定める特例によることができるものとする。

- 一 令和元年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年１２月までの間に設立した法人である場合
 - 二 対象月と令和元年の対象月と同月との間又は対象期間と令和元年の対象期間と同期間との間（以下「比較期間」という。）に合併を行っている場合
 - 三 連結納税を行っている場合
 - 四 平成３０年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合
 - 五 比較期間に個人事業者から法人化した場合
 - 六 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第２に規定する公益法人等に該当する法人をいう。）の場合
 - 七 令和２年１月から３月までの間に設立した法人である場合、又は令和元年１月から１２月までの間に設立した法人であって令和元年に事業により事業収入を得ていない場合
- ４ 申請に係る賃貸借契約等に関して、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、当該賃貸借契約等に係る申請に当たっては、別表第３に定める提出書類等を提出することができるものとする。
- 一 第７条第４項第３号の書類に規定された賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合
 - 二 第７条第４項第３号の書類に規定された賃借人等と申請人の名義が異なる場合
 - 三 賃貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該賃貸借契約等が令和２年３月３１日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合
 - 四 令和２年４月１日以降において、令和２年３月３１日時点で有効であった賃貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな賃貸借契約等を締結している場合
 - 五 賃貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合
 - 六 申請日の前３ヶ月以内の期間（申請日の前１ヶ月以内の期間を除く。）において賃貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合

別表第 1

業 種	資本金	従業員
製造業・建設業・運送業・その他	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下
医療を主たる事業とする法人	——	3 0 0 人以下

注 1：ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金の額が 3 億円以下又は従業員の数が 9 0 0 人以下とする。

注 2：ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金の額が 3 億円以下又は従業員の数が 3 0 0 人以下とする。

注 3：旅館業は資本金の額が 5, 0 0 0 万円以下又は従業員の数が 2 0 0 人以下とする。

注 4：企業規模は、資本金か従業員数のどちらか一方に該当していれば対象とする。

注 5：組合は、構成員の 2 / 3 以上が上記に該当していれば対象とする。

注 6：農業法人、N P O 法人、社会福祉法人等も対象とする。

注 7：従業員数は、常時使用している従業員を指す。

別表第2

号	特例
一 令和元年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に設立した法人である場合	令和元年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に法人を設立した場合には、第4条第1項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「令和元年の月平均の事業収入に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「令和元年の月平均の事業収入に3を乗じて得た額に比べて」と読み替えることができる。 この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年中の全ての事業に係るものを提出すること。） 二 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が令和元年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月の1日から12月31日までの間であること。）
二 比較期間に合併を行っている場合	比較期間に合併を行った場合には、第4条第1項第3号に規定する事業収入として、合併前の各法人の事業収入の合計を用いるとともに、次の提出書類等の特例によることができる。ただし、令和元年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、令和元年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に合併した法人は、第12条第3項第1号の特例を適用することを可能とする。 一 第7条第4項で定める提出書類（第7条第4項第2号については合併前の各法人に係るものであり、令和元年中に複数の事業年度が存在する場合には、令和元年の対象月と同月又は対象期間と同期間に属する各月の事業収入がわかるものとする。また、第7条第4項第2号から第7号までについては合併後の法人に係るものとする。） 二 履歴事項全部証明書（合併年月日が比較期間であること。）
三 連結納税を行っている場合	連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、第4条に規定する要件を満たす場合、第7条第4項で定める提出書類等のうち、確定申告書別表一の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。
四 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する場合	平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する法人の場合には、第4条第1項第3号中「前年」とあるのは、「罹災証明書等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の」と読み替えることができる。この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第2号については、罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。） 二 罹災証明書等（平成30年又は令和元年に発行されたものに限る。）

五 比較期間に個人事業者から法人化した場合	申請者は中小法人等であるが、比較期間に個人事業者から法人化したため、提出書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の提出書類等の特例によることができる。 ただし、令和元年以前に法人化した中小法人等はこの特例を適用できず、令和元年の対象月又は対象期間に含まれる最初の月と同月から同年12月までの間に法人化した中小法人等は、第12条第3項第1号の特例を適用することができる。 一 個人事業者として提出した令和元年分の確定申告書第一表の控え ただし、收受日付印が押印されているもの（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。）、又はe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。）に限る。なお、收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書（その2所得金額用）（ただし、事業所得金額の記載のあるものに限る。）でこれに換えることができる。また、收受日付印等が存在せず、納税証明書（その2所得金額用）による代替提出もない場合であっても申請することができる。 二 令和年の各月ごとの事業収入等が記入された所得税青色申告決算書がある場合には、その控え 三 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第1号で定めるものを除く。） 四 次のいずれかの書類 イ 法人設立届出書（法人税法第148条に規定する届出書をいう。この号において同じ。）。ただし、受付印が押印されており、かつ当該法人設立届出書の「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択し、「整理番号」として、第1号の確定申告書第1表の控えの整理番号を記載しているものに限る。 ロ 開業・廃業届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。この号において同じ。）。ただし、受付印が押印されており、かつ当該開業・廃業届出書の「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その記載された法人名及び代表者名が申請内容と一致しているものに限る。 五 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が比較期間であること。） なお、第2号の所得税青色申告決算書を提出しない場合には、第4条第1項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「令和元年の年間事業収入を12で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「令和元年の年間事業収入を12で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えて比較する。
六 特定非営利活動法人及び公益法	申請者が特定非営利活動法人、公益法人等である場合、次の提出書類等

人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合	の特例によることができる。ただし、令和元年の月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の収入、又は対象期間の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入に3を乗じて得た額と対象期間の収入を比較することとする。 一 対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。） 二 対象月又は対象期間に含まれる各月の月間収入がわかるもの（対象月又は対象期間に含まれる各月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月又は対象期間に含まれる各月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。） 三 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等 四 第7条第4項第3号から第7号までで定める提出書類等 また、申請者が、内閣府及び中小企業庁が設置する事前確認事務センターから次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受けた特定非営利活動法人である場合であって、センターの発行する当該確認を受けた旨を証する書類を提出したときは、当該申請者は、第4条第1項第3号に該当するものとみなす。この場合において、本規程中「対象月」又は「対象期間」とあるのは、それぞれ、第1号に規定する「収入基準月」又は「収入基準期間」と読み替える。 一 令和2年5月1日から令和3年1月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次の各号のいずれかに該当すること イ 令和2年5月から令和3年1月までの間に、寄付金等（受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）及び会費収入の合計をいう。以下同じ。）及び事業収益の合計が前年同月比で50%以上減少した月（以下「収入基準月」という。）が存在すること ロ 令和2年5月から令和3年1月までの間に、連続する3ヶ月の寄
---	--

	付金等及び事業収益の合計が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「収入基準期間」という。）が存在すること。 二 寄附金等が事業活動と密接に関連しており、当該法人の収入基準月又は収入基準期間の最初の月の属する事業年度の直前の事業年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること 三 次の各号のいずれかに該当すること イ 収入基準月において、感染症拡大の影響等により、事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないものをいう。以下同じ。）が前年同月比で減少していること ロ 収入基準期間において、感染症拡大の影響等により、当該期間における事業費支出の合計が前年同期比で減少していること ハ イ及びロに該当しない場合であって、事業の性質上、感染症拡大の影響等により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること 四 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、収入基準月又は収入基準期間の最初の月の属する事業年度の直前の事業年度の活動実績があること
七 令和2年1月から3月までの間に設立した法人である場合、又は令和元年1月から12月までの間に設立した法人であって令和元年に事業により事業収入を得ていない場合	一 令和2年1月から3月までの間に設立した法人である場合 令和2年1月から3月までの間に設立した法人である場合には、第4条第1項第2号中「令和元年12月31日」とあるのは「令和2年3月31日」と、同項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「令和2年の1月から3月までの事業収入を、法人を設立した日の属する月から3月までの月数で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「令和2年の1月から3月までの事業収入を、法人を設立した日の属する月から3月までの月数で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えることができる。この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。 イ 第7条第4項で定める提出書類等（第7条第4項第1号及び第2号で定める書類を除く。） ロ 様式2（収入等申立書（中小法人等向け））（令和2年の法人を設立した日の属する月から対象月又は対象期間に含まれる最後の月までの事業収入について、税理士の確認を受けたものに限る。ただし、当該事業収入について、税理士の確認を受けた持続化給付金に係る収入等申立書（持続化給付金給付規程（中小法人等向け）様式3をいう。以下同じ。）を加えて提出する場合においては、この限りでない。） ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が令和2年1月1日から

	3月31日までの間であること。) 二 令和元年1月から12月までの間に設立した法人であって令和元年に事業により事業収入を得ていない場合 令和元年1月から12月までの間に設立した法人であって令和元年に事業により事業収入を得ていない場合には、第4条第1項第2号中「令和元年12月31日」とあるのは「令和2年3月31日」と、同項第3号イ中「前年同月比で」とあるのは「令和2年1月から3月までの事業収入を3で除して得た額に比べて」と、同号ロ中「前年同期比で」とあるのは「令和2年1月から3月までの事業収入を3で除し、それに3を乗じて得た額に比べて」と読み替えることができる。この場合においては、次の提出書類等の特例によることができる。 イ 第7条第4項で定める提出書類等 ロ 様式2（収入等申立書（中小法人等向け））（令和2年1月から対象月又は対象期間に含まれる最後の月までの事業収入について、税理士の確認を受けたものに限る。ただし、当該事業収入について、税理士の確認を受けた持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）を加えて提出する場合においては、この限りでない。） ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が令和元年1月1日から12月31日までの間であること。）
--	--

別表第3

号	提出書類等の特例
一 第7条第4項第3号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合	第7条第4項第3号の書類に規定された貸貸人等と現在の貸貸人等の名義が異なる場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 様式3-1（貸貸借契約等証明書）
二 第7条第4項第3号の書類に規定された賃借人等と申請人の名義が異なる場合	第7条第4項第3号の書類に規定された賃借人等と申請人の名義が異なる場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等 二 様式3-2（貸貸借契約等証明書）
三 貸貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合	貸貸借契約等の存在を証する書類に規定された当該貸貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点で有効であるが、その旨が当該書類から明らかでない場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類（同項第3号で定める書類を除く。） 二 貸貸借契約等の存在を証する書類 三 前号の書類によって証される貸貸借契約等が令和2年3月31日及び申請日時点において有効であることを示す書類 四 前号の書類がない場合、様式3-3（貸貸借契約等証明書）
四 令和2年4月1日以降において、令和2年3月31日時点で有効であった貸貸借契約等を終了し、又は解除した後、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸貸借契約等を締結している場合	令和2年4月1日以降において、令和2年3月31日時点で有効であった契約を終了し又は解除し、これに代わって申請日時点で有効な新たな貸貸借契約等を締結している場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第3号で定める書類を除く。） 二 令和2年3月31日時点で有効であった貸貸借契約等の存在を証する書類 三 新たに締結された、申請日時点で有効な貸貸借契約等の存在を証する書類
五 貸貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合	貸貸借契約等の存在を証する書類が存在しない場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第7条第4項で定める提出書類等（同項第3号で定

	める書類を除く。) 二 様式 3－4 (賃貸借契約等証明書)
六 申請日の前 3 ヶ月以内の期間(申請日の前 1 ヶ月以内の期間を除く。)において賃貸人等から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合	申請日の前 3 ヶ月以内の期間(申請日の前 1 ヶ月以内の期間を除く。)において賃貸人から賃料等の支払いの免除若しくは猶予を受け、又は賃料等の支払いを滞納している場合、次の提出書類等の特例によることができる。 一 第 7 条第 4 項で定める提出書類等(同項第 4 号で定める書類を除く。) 二 申請日の属する月の前月において賃料等を支払った事実(申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前月分が含まれている賃料等を支払った事実)を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書 三 申請日の属する月の前々月において賃料等を支払っている場合には、その事実(申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合には、当該前々月分が含まれている賃料等を支払った事実)を確認できる銀行通帳の写し、振込明細書又は領収書 四 賃料等の支払いの免除又は猶予の事前合意若しくは追認を受けていることを証する契約書その他の書類又は様式 4 (支払免除等証明書)

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、支援金の給付の申請から、支援金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること。

(様式 1-1)

テナント賃料支援金交付申請書 (法人)

令和 3 年 月 日

(あて先)

テナント賃料支援金事務局 殿

(申請者)

住 所

名 称

氏 名

テナント賃料支援金の交付を受けたいので、テナント賃料支援金給付規程の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 テナント賃料支援金交付申請兼請求額 金 円

2 事業者情報

法 人 番 号													
法 人 名													
代 表 者 名													
事 業 所 在 地													
決 算 月													
設 立 年 月 日	年 月 日												
業 種													
資 本 金													
従 業 員 数	人 (常時使用している従業員)												
電 話 番 号													
携 帯 電 話 番 号													

3 事業収入減少率の計算及び給付申請額の計算

(1) 事業収入減少率の計算式（①か②のどちらかで計算）

①

対象月の事業収入 A	前年同月の事業収入 B	減少率 C
年 月	年 月	$(B - A) / B \times 100$
円	円	%
		50%以上が対象

②

対象期間の事業収入 D	前年同期の事業収入 E	減少率 F
年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	$(E - D) / E \times 100$
円	円	%
		30%以上が対象

各月の事業収入

前年同月の事業収入

月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円

(2) 給付申請額の計算式

店舗・事業所名称	1ヶ月の賃料 G	申請月数(1～3ヶ月) H	$G \times H$ I
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
	円	ヶ月	円
合計(申請額)			円

4 支援金の振込口座

金融機関名		
支店名		
口座種別	1. 普通 2. 当座	
口座番号		
口座名義（フリガナ）		
口座名義		
ゆうちょ銀行の場合	(通帳記号)	(通帳番号)

5 添付書類

- ☐ 対象経費の金額確認書類（領収書・振込明細書等）
- ☐ 賃貸借契約に関する書類（賃貸借契約書等の写し）
- ☐ 事業収入の減少率確認書類
- ☐ 登記事項証明書（法人）又は本人確認書類（個人）
- ☐ 誓約書
- ☐ 四日市市市税完納証明書
- ☐ 支援金振込先通帳の写し

(様式1-2)

誓 約 書

令和3年 月 日

(あて先)

テナント賃料支援金事務局 殿

(申請者)

住 所

名 称

氏 名

テナント賃料支援金の申請にあたり、以下の事項を含め、給付規程に従っていることを、誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援金を申請する時点で事業を行っており、受給後も、事業を継続する意思があること
2. 給付対象条件を満たしていること
3. 賃貸借契約等に基づいて、自ら営む事業のために他人の所有する土地又は建物を使用及び収益していること
4. 申請に係る土地又は建物を他者に転貸していないこと
5. 法律上の原因なく又は違法に土地又は建物を使用及び収益していないこと
6. 申請に係る土地又は建物に関し、自己取引及び親族間取引を行っていないこと
7. 申請事項や提出書類等の内容が虚偽でないこと
8. 不給付要件に該当しないこと
9. 関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
10. 不正受給が判明した場合には、規程に従い支援金の返還等を行うこと
11. 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
12. 支援金の申請及び給付に関する情報が、本事業の適切な執行を含む正当な理由において、警察その他の行政機関に共有される場合があることに同意すること
13. 支援金給付規程に従うこと

(様式2)

テナント賃料支援金に係る収入等申立書(法人)

令和3年 月 日

テナント賃料支援金事務局 殿

テナント賃料支援金給付規程(法人)第12条第3項第7号に該当するため、令和2年度の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

1. 申請者氏名等

法人番号													
法人名			法人本店所在地					代表者氏名(自署)					

2. 対象とする月又は対象とする期間

対象月：令和 年 月 対象期間：令和 年 月から 月まで

※対象月又は対象期間(連続する3ヶ月の期間)のいずれか申請に用いる方を選択し、記載してください。

3. 私(申請者)の令和2年及び令和3年の事業による売上(収入)金額は以下の通りです(単位：円)。

月	事業による売上(収入)金額
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円
1	円

※法人を設立した日の属する月から対象月又は対象期間に含まれる最後の月までの各月の事業による売上を、一の位まで記載して下さい。なお、売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記３．の内容を確認しました。

（税理士の署名又は記名押印）	（事務所名称）
（事務所住所）	（税理士登録番号）

※同じ期間の売上（収入）金額が記載されている、税理士の確認を受けた「持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等等向け）」をお持ちの方は、当該書類を添付することで、上記の署名に代えることができます。

(様式 3 - 1)

賃貸借契約等証明書

(契約書等の賃貸人等と現在の賃貸人等の名義が異なる場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

上記の物件について、下記の者は提出した賃貸借契約書等の書類上、賃貸人等となっておりますが、現在はこの者が正当な賃貸人等であり、この者と申請者との間には、上記物件に関する賃貸借契約等が存在することを証明します。

(現在の賃貸人等) _____

【現在の賃貸人等 自署又は記名押印 欄】

令和 年 月 日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等（申請者） 自署 欄】

令和 年 月 日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式 3 - 2)

賃貸借契約等証明書
(契約書等の賃借人等と申請者の名義が異なる場合)

(物件の所在地) _____
(物件の名称) _____

上記の物件について、提出した賃貸借契約書等の書類上、申請人は賃借人等となっておりますが、これは下記の理由によるものであり、申請人が正当な賃借人等であることを証明します。

(賃貸借契約書等の書類上の賃借人等の名義が申請者と異なっている理由)

【賃貸人等 自署又は記名押印 欄】

令和 年 月 日

住 所

会社名または名称

代表者職・氏名

電話番号

メールアドレス

【賃借人等（申請者） 自署 欄】

令和 年 月 日

住 所

会社名または名称

代表者職・氏名

電話番号

メールアドレス

(様式 3 - 3)

賃貸借契約等証明書

(契約書等の契約期間に令和 2 年 3 月 3 1 日又は申請日が含まれていない場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

上記の物件について、下記の理由により提出した賃貸借契約書等の書類からは明らかではありませんが、実際の契約期間は下記のとおりであることを証明します。

(賃貸借契約書等の書類上の契約期間が令和 2 年 3 月 3 1 日又は申請日時点を含んでいない理由)

(契約期間) ____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日

【賃貸人等 自署又は記名押印 欄】

令和 ____年 ____月 ____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等（申請者） 自署 欄】

令和 ____年 ____月 ____日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式3-4)

賃貸借契約等証明書
(契約書等が存在しない場合)

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

(契約期間) _____年____月____日～____年____月____日

※賃貸借契約等が更新されている場合は、更新後の期間を記載してください

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

以下の理由により書類は存在しませんが、以上を内容とする賃貸借契約等の存在を証明します。
(賃貸借契約等を証する契約書等が存在しない理由)

【賃貸人等 自署又は記名押印 欄】

令和 年 月 日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等（申請者） 自署 欄】

令和 年 月 日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式4)

支払免除等証明書

(物件の所在地) _____

(物件の名称) _____

(支払の免除等が行われた月及び賃料等)

① _____年 _____月分 (免除・猶予の事前合意・猶予の追認) ※いずれかを○で囲んでください。

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

② _____年 _____月分 (免除・猶予の事前合意・猶予の追認) ※いずれかを○で囲んでください。

(賃料等) _____円/月 (税込)

(共益費・管理費) _____円/月 (税込) (合計) _____円/月 (税込)

上記のとおり、賃料等支払いを免除又は猶予することに合意したことを証明します。

【賃貸人等 自署又は記名押印 欄】

令和 年 月 日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

【賃借人等（申請者） 自署 欄】

令和 年 月 日

住 所 _____

会社名または名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____